別紙１　納入希望品目区分の例について

納入希望品目区分の例について、下記のとおり補足します。年度途中の変更（追加や取り消しも含む）はできませんので、熟考のうえ申請してください。なお、種類とその区分は大津市独自で定めたものであるため、日本食品標準成分表（文部科学省）等の区分と異なります。ご了承ください。

区分番号	種　類	補　足	詳細な食品例
1	穀類及びでん粉類	―	小麦粉、マカロニ類、麩、パン粉、でん粉、乾麺など
2	乾物類	豆類、種実類、きのこ類、藻類などの常温保管する食品	打ち豆、切干し大根、ごま、干ししいたけ、乾燥わかめ、干しひじき、昆布、はるさめなど
3	冷凍食品	いも類、豆類、野菜類、水産加工品、精肉以外の肉類及び肉加工品、卵類、カットされた果物類、菓子類などの冷凍保管する食品	冷凍いも、冷凍豆腐、冷凍油揚げ、冷凍野菜、冷凍ちくわ、冷凍肉、冷凍ウインナー、冷凍液卵、冷凍パイナップル、冷凍ゼリーなど
4	冷蔵食品	いも類、豆類、野菜類、きのこ類、水産加工品、肉加工品、卵類、カットされた果物類、菓子類などの冷蔵やチルド保管する食品	カットいも、こんにゃく、水煮大豆、カット野菜、水煮野菜、水煮きのこ、ちくわ、かまぼこ、ハム・ベーコン、液卵、りんご、ゼリーなど
5	魚介類	海産物及び琵琶湖産を除く淡水魚介類	切身・開き・筒切り・角切り等の魚、わかさぎ、しらす干し、みりん干し、貝類、いか、たこ、花かつおなど
6	淡水魚介類 **※琵琶湖産湖魚**	琵琶湖産の淡水魚介類	琵琶湖産のびわます、こあゆ、わかさぎ、イサザ、モロコ、瀬田しじみ、たてぼしなど
7	精肉 **※肉加工品・冷凍肉を除く**	牛肉、豚肉、鶏肉などの冷蔵保管する肉	牛肉、豚肉、鶏肉など
8	乳製品	クリーム類、ヨーグルト、チーズ類など	生クリーム、固形ヨーグルト、チーズなど
9	油脂類	植物油脂類、バター類など	ひまわり油、なたね油、バターなど
10	調味料及び香辛料類	―	みそ、しょうゆ、砂糖、酒、ドレッシング、ルゥ、こしょう、ジャムなど
11	調理加工食品類	既製品（1 次加工がされている食品）	冷凍コロッケ、ハンバーグなど
12	青果類 **※冷凍野菜及びカット野菜等を除く**	加工を行っていない生鮮野菜類及びいも類・きのこ類、果物類など	にんじん、玉ねぎ、もやし、じゃがいも、生しいたけ、みかんなど
13	特注品加工	納入を希望する自社で特注品加工が可能なものを記入してください。（ごはんやパン等の主食を除く副食食材及び飲料に限ります。）	
14	その他 **※上記 1～13 に分類できないもの**	ごはんやパン等の主食を除く副食食材及び飲料をはじめとする種類区分に分けることができない納入希望食品を記入してください。	